

車両補償制度のご案内 (車両登録ナンバー付き車両用補償制度)

当社では、お客様の万一の事故による負担の軽減のため、当社独自の補償制度をご用意しております。

どのような場合に支払われる補償

当社と車両のレンタル契約をされ、同時に補償制度にご加入されたお客様が、正規の使用方法にて車両の 運転および操作(オペレーション)を行っている間に、誤って第三者(他人)の身体や財物に損害を与え、賠償 責任が発生した場合のサービスを提供します。

また、レンタルされた車両を誤って破損させた場合や盗難による車両の損害が発生した場合のサービスを提供します。 事故発生後、14日以内にご報告いただけない場合は、補償制度対象外となりますのでご了承ください。

補償内容は次の通りです。(詳細は当社契約自動車補償約款による)

賠償の種類	支払限度額	自己負担金(1事故)	
対人賠償補償	無制限	5万円	過失割合に応じ支払
対物賠償補償	1000万円	5万円	過失割合に応じ支払
搭乗者傷害補償 (当該車両の正規の乗車位置 に搭乗中の方1名につき)	死亡 500万円 後遺障害最高 500万円 障害一時金 1万円~100万円	0円	
車両損害補償	当該車両新価限度額	部分損 50~300万円 全損・盗難 100万円~650万円	

自己負担金は、お客様にご負担いただく金額です。(消費税別)

再レンタル車両に関する各補償は、当該車両所有会社の補償制度を適用させていただきます。

自動車補償の増額をご希望の際は、当社営業担当へご相談ください。

当社車両補償制度につきましては、当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供いたします。

同一現場で2回以上盗難事故が発生した場合には、自己負担金は2倍となります。

補償制度を使用できる方(お客様)は、次の皆さまです。

1. 当社との間に、高所作業車のレンタル契約を締結した方

2.1の契約者から当該機械の使用について、許可を受けた方

《対人賠償責任補償》

レンタル車両を通常の運転中に発生した事故において、第三者(他人)の身体に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任(対人賠償責任補償で定める補償範囲内)の補償を被害者1名につき補償限度額を限度に受けられます。

《対物賠償責任補償》

※a通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意又は、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。



《人身傷害補償》

レンタル車両に搭乗中の事故でケガによる治療費、休業損害あるいは死亡、後遺障害による逸失利益、精神的障害等の補償を 受けられる方1名について、過失割合にかかわらず、補償限度額を限度に実際の損害額の補償を受けられます。相手の方からの 賠償金や、労働災害補償制度等による給付がある場合は優先使用を前提とさせていただきます。

業務外のプライベート使用の場合、車両借用願および人身傷害サービスご利用確認書の提出が必要となります。また、健康保険 やその他保険の優先使用を前提とさせていただきます。

自損傷害補償・無保険車傷害補償は自動付帯されます。(詳細は当社契約自動車補償約款による)

●●●補償対象事故例●●●

- 1. 交差点内を青信号で直進した際、右折して来た対向車と接触し、双方破損してしまった事故(対物/車両損害補償)
- 2. 雨天高速道路走行中、わだちにハンドルをとられ側壁に接触し、車体を破損させてしまった事故(車両損害補償)
- 3.車両走行中、飛び出してきた通行人と接触しケガを負わせてしまった事故(対人賠償責任補償)
- 4. 車に搭乗中交差点内で対向車に接触し、入院したために治療費や休業損害が発生した事故(人身傷害補償)

補償をお支払いできない場合について(その他共通事項)

《対人賠償責任補償·対物賠償責任補償》

- 1. 賠償金額が当制度の支払限度額を超える損害(超過額については、お客様の責任と負担で賠償することとなります)
- 2.お客様、父母、配偶者、子供、会社同僚、下請け業者、共同作業従事者、当社社員に与えた身体・財物の損害
- 3.お客様(事故本人、本人が所属する法人)が所有・使用・管理下(借用含む)にある財物の損害 (他社からレンタル中の機械を破損した場合、補償対象とはなりません)
- 4. 運転者の会社(JVおよび共同作業従事者を含む)および使用人が所有・使用・管理する財物の破損損害
- 5.お客様の請け負う工事対象物そのものの損害(建築中の建物を破損した等)
- 6.当事者間のみで示談した場合の賠償金
- 7. 必要な届出(警察等)を怠った場合

《人身傷害補償》

- 1.レンタル車両の運行に起因しない事故により生じた傷害
- 2. 無免許、無資格(操作に必要な資格等)、酒酔い、薬物服用により事故を起こした場合の損害
- 3. 自殺やけんか、または犯罪等によってその本人について生じた傷害
- 4.対象車両の使用について、被補償者の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故
- 5. 補償を受けられる方の故意または重大な過失により補償を受けられる方本人に生じた傷害
- 6. 補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた傷害
- 7. 正規の搭乗場所以外(バケット、フォーク、フック等)に搭乗中の事故による傷害

《自損事故》

- 1. 自無免許、無資格(操作に必要な資格等)、酒酔い、薬物服用により事故を起こした場合の損害
- 2. 自殺やけんか、又は犯罪等によってその本人について生じた傷害
- 3.対象車両の使用について、被補償者の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故



《車両損害補償》

- 1.ケーティーマシナリー株式会社の補償制度に加入していない場合(補償料を支払っていない場合も含む)
- 2.お客様の故意、重過失、法令違反(道路交通法違反含む)による損害
- 3.戦争、外国の武力行使、革命、事変、変乱、暴動、労働争議、または騒擾に起因する損害
- 4. 地震、噴火、落雷、津波、台風、土砂崩れ、洪水または高潮の自然災害によって生じた損害
- 5. 無免許、無資格(操作に必要な資格等)、酒酔い、薬物服用により事故を起こした場合の損害
- 6. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- 7.日本国外で発生した事件、事故、損害
- 8.当社の許可なく、新たな装置等が取付けられるなどの加工が施されて使用して起こった事故及び、生じた損害
- 9.お客様の日常点検、始業前点検の怠りによる損害

(作動油・オイル・冷却水・安全装置等の未点検によるエンジンの破損・故障等)

- 10. 詐欺・横領・強盗等犯人が特定できる犯罪による損害
- 11. 鍵の管理が不十分または鍵のつけっぱなしによる車両の盗難
- 12. 部品の部分盗難(タイヤ、バッテリー、ナンバープレートのみ盗まれた等)
- 13. タイヤ、バケット等消耗品、ライト等、荷台およびあおりの単体の損害ガラス・ゴムクローラー・タイヤ・ゴムベルト・ロードライナー・ ワイパー・クレーンフック・フォーク・ワイヤー・アウトリガーパット・各種ホース・油圧ホース・バケット・リモートコントローラー・潤滑 油・工具・ライトの破損消耗・鍵の紛失等の単体の破損
- 14. 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用 (クレーンの吊上げ重量制限を超えた等) および不適当な使用 (用途外 使用)による損害
- 15. 移動式クレーンにて吊り作業中に起きた横転による損害
- 16. トランスミッション(変速機)やタイヤバースト、クラッチ板等の摩擦焼付けによる単体の損害
- 17. 許容荷重を超えた作業、高所作業車のブームで鉄骨を押さえる、支える等の作業や過積載による事故損害
- 18. 積荷の不完全な固定、積載方法の不備、高さ制限表示違反等による事故の損害
- 19. 取扱説明書等に頼らず、作業者が独自に判断した結果生じた破損、事故等の損害(事故が予見できる行為)
- 20. お客様の誤った操作に起因する電気的・機械的な損害(バッテリー破損、エンジン焼き付け等)
- 21. 欠陥・摩擦・腐食・塩害・錆・カビ・虫食い・変色・変質等自然消耗による損害
 - (潮風や海の波しぶき等の塩害による錆損害を含みます)
- 22. 水没、凍結による損害(凍結によるスリップ事故は除く)
- 23. 回送費用、入替費用および転落事故による機械の引き上げ費用(クレーン費用等の二次的に発生した費用)
- 24. クレーン付き車両、高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しないことにより発生した損害
- 25. 吹付作業による塗料、生コン、アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害

(作業で当然考えられる処置を取らずに引き起こされた汚損)

- 26. 軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかったことによる損害
- 27. オイル不足やオーバーヒート等によるエンジン焼き付け等の損害
- 28. 指定燃料以外の注入に起因した事故や損害
- 29. ながら運転による事故(無線通話装置の保持、使用)
- 30. レンタル車両を保管中および使用中における地震を原因とする火災による損害



- 31.トンネル工事、地下工事、砕石工事、船上工事、海上工事、解体工事、サンドブラスト作業等の現場のうち、予め損害が起こる可 能性が高いと予測出来る作業の場合(新設のトンネル掘削作業、新設地下掘削作業、発破及び砕石山での掘削・削岩作業、 海中での作業、波しぶき中での作業、鉄筋むき出し部分やガラの上を走行する作業等)
- 32. 現場で発生した地盤沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂の流出入、地下水の増減等によって生じた損害
- 33. アタッチメントの常時他と接する部分の損害やガラスの単独破損
- 34. 機械が原因で発生した間接損害(人件費や工事の遅延による違約金等)やビジネスリスクに対する補償
- 35. 必要な届け出(警察等)を怠った場合
- 36. 当社 (ケーティーマシナリー株式会社)に事故報告を怠り、報告期限を過ぎた場合
- 37. レンタル期間を当社に無断で延長し、事故を起こした場合
- 38. その他補償約款に定めるお支払いが出来ない場合(免責事項)に該当する事故による損害
- 39. レンタル契約約款の条項に違反して使用し、事故を起こした場合
- 40. その他自動車補償約款に定めるお支払いできない場合(免責事項)に該当する損害
- ※当社の補償制度は一般の車両保険の保障内容とは、相違する場合がございます。

●●●補償対象外事故例●●●

- 1. ブームの格納を怠り、トンネルにブーム部分をぶつけ破損してしまった
- 2. 軟弱地盤において、敷板を使用しなかったために、アウトリガージャッキを破損してしまった
- 3.レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった
- 4.除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった
- 5.エンジンの不調がわかっていたにも関わらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった
- 6. レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった

事故が起こった場合の対応について

- 1. 当社に必ず事故の報告をしてください
- 2. 負傷者等がいる場合は、必要な救護作業を優先してください
- 3. 交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させてください
- 4.物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行ってください
- 5. 警察へ事故の提出について
 - (1) 自動車事故の場合は必ず警察へ届けてください(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。公道上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)
 - (2) 盗難事故(車両、機械等)の場合は必ず警察へ「盗難被害」として届出をしてください
 - (3) その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください
- 6.示談交渉は原則、制度引受補償会社による示談交渉代行サービスをご利用いただきます

当社および当社契約補償会社の承諾を得ず、当事者間で示談を行った場合は補償金をお支払いできません

- 7. 賠償金額が当制度の支払限度額を超える場合は、超過額については、お客様の責任と負担で賠償することとなります
- 8. 対物事故については、損害物の写真撮影と保存をお願いします

※当条件は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめ、ご了承をお願いいたします。